

様式第1号

事後評価シート

県土整備部

番号	事業名 箇所名	市町村名	事業概要	事業期間			事業費 (百万円)	対象 理由	担当課
				着手	※1 再評価	完成			
8	交通安全施設等 整備事業 一般県道 木城高鍋線 青木工区	高鍋町	L=0.78km W=6.0m (11.3m)	H23	-	H29	540	①	道路保全課

事後評価の結果 ※2

【事業の目的】

当工区は、高鍋西小学校及び高鍋西中学校の通学路であるものの、歩道が未整備であり、特に朝夕の通勤通学時には大変危険な状態となっていたため、通学路の安全と安心を確保することを目的に、歩道整備を行った。

【事業効果の発現状況】

- ・歩道の整備により、通学児童やその他歩行者の安全と安心が確保された。
- ・自動車利用者の走行性も向上し、交通事故が減少した。

交通事故発生状況

歩道整備前 (H19～H22)	歩道整備後 (H30～R3)
2件	1件

【事業による環境の変化や環境保全】

周囲の環境や景観等への影響は見られない。

【施設の維持管理状況】

適正に維持管理されており、道路管理上の問題はない。

(維持管理状況)

H27交通センサス：7,736台／日

道路巡視（基準）：5,000台／日以上→1週間5日以上

道路巡視（実施）：1週間6日実施

【今後の事業評価の必要性】

当該区間の整備により、安全・安心な交通の確保が図られ、所定の効果を発現していることから、更なる事後評価の必要性はない。

【改善措置の必要性】

当該区間の整備により、安全・安心な交通の確保が図られ、所定の効果を発現していることから、今後の改善措置の必要性はない。

【同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性】

特になし。

総合評価	特記事項
事業効果が認められる。	特になし。

(対象理由)

- ①全体事業費が基準額以上であり、かつ事業完了後一定期間が経過した事業
- ②再度、事後評価の必要があると判断した事業

※1 再評価の実施年度については、直近のものを記載すること。

※2 事後評価の際には、出来る限り客観的な数値を記載すること。